第千百八十八号

平成十三年

四月二十三日

月

日

曜

目 次

示

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について 五

示

#### 告

#### 山梨県告示第二百四十号

平成十三年三月二十九日付けで許可した。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、 山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、

平成十三年四月二十三日

山梨県知事

天

野 建

# 山梨県告示第二百四十一号

のように保安林の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、 次

平成十三年四月二十三日

保安林の所在場所

Щ

梨 県 公

> 山梨県知事 天

野

建

南巨摩郡富沢町大字福士字御堂入山一一六〇〇から一一六〇二まで、一一六〇四、

| 一六||一、| 一六||二の内| から| 一六||二の内三

指定の目的

干害の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富沢町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

# 山梨県告示第二百四十二号

に保安林の指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天

野

建

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次の表の上欄に掲げる告示で定めるところによる。

変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件は、同表上欄に掲げる告示に定める指定施業要件中同表中欄

に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に改めたものとする。

県告示第百五十六日昭和四十二年六月1	告
与二十日山梨	示
甲府地域森林計画	変 更 前
白根町森林整備 高市町村森林整備 当該立木の所在	变
<b>畑計画に準ずる。)</b> 田村については、 では、 世間、但し、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	<b>发</b>
	1

## 山梨県告示第二百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

Щ

平成十三年四月二十三日

次のとおり使用料の収納事務を委託した。

山梨県知事

天

野

建

委託の相手方

甲府市相生二丁目七番十七号 社団法人山梨県労働者福祉協会

= 委託に係る使用料

山梨県立勤労者福祉センターの使用料

Ξ 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

#### 山梨県告示第二百四十四号

地収用事業の認定をした。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土

平成十三年四月二十三日

山梨県知事

天 野

建

起業者の名称

事業の種類 竜王町

\_

(仮称)竜王西児童館建設事業

起業地

Ξ

収用の部分 中巨摩郡竜王町大字西八幡字月林地内

使用の部分 中巨摩郡竜王町大字西八幡字月林地内

兀 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

竜王町役場

## 山梨県告示第二百四十五号

設部において、この告示の日から平成十三年五月十四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建

平成十三年四月二十三日

山梨県知事

道路の種類 県道

路 線 名 長坂高根線

Ξ 道路の区域

天 野 建

> の一地先までれて巨摩郡高根町大字五町田字菖蒲原三四番の一地先から、いりでは、大字五町田字御所八二七番北巨摩郡高根町大字五町田字御所八二七番  $\boxtimes$ 間 旧 の旧 別新 新 五 | 一四 | - 四 | - 二 二 三 二 一 九 (メートル)敷地の幅員 ( メー・ 五六三・〇 五六三・〇 ト ル 長

#### 公 告

#### 換地処分の届出

同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、 第五十四条第三項の規定により、長坂町長から換地処分をした旨の届出があったので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法 次のとおり

平成十三年四月二十三日

公告する。

山梨県知事

天

野

建

地区名

\_ 換地処分をした年月日

長坂町上日野地区

平成十一年七月二十九日

換地処分をした土地の権利者数

Ξ 五十九人

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の許可に係る次の開発行為に関す

る工事は、完了した。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天 野

建

中巨摩郡田富町西花輪字飛石一九四六の一 開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡田富町西花輪三千七百四十八番地の五 西澤保 西澤美紀

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 附則第四項の許可に係る次の開発行為及び公

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天 野

建

開発区域 ( 工区 ) に含まれる地域の名称

二の二、九三二の四、九三七の一、九三八の一、一一二四の七の一部及び一一二四の 八の一、九二〇の三、九二一の一、九二一の二、九二二の一、九二二の二、九二二の 九〇一の二、九〇四の一、九〇四の二、九一一の一、九一一の二、九一一の三、九一 三、九二二の四、九二二の七、九二三の一、九二四、九二五、九二六の一、九二七の 一、九二八の一、九二九、九三〇の一、九三一の一、九三一の二、九三二の一、九三 中巨摩郡甲西町大師字南大師八七七の一、八七七の三、八七七の四、九〇一の一、

二 公共施設の種類、位置及び区域

水道 路路	公共施設の種類
次 の	位
  図  の	置
ひとお	及
ຄິງ	び
	X
	域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県清水市入船町十一番一号 鈴与商事株式会社 代表取締役社長 鈴木通弘

ı	1
発行者	山梨県
山梨	県公報
県	第千
甲府市丸の内一丁目六番一号	第千百八十八号
丁目六番	平成十三
号	平成十三年四月二十三日
印刷所	盲
㈱サンニチ印刷二丁目六番	
丁目六番	
	五五